

平成 27 年度 社会福祉法人 ふたば園 事業計画

1. ふたば園の基本理念

私たちは「共生社会」の実現に向けて、誰もがその人らしく暮らしてゆくための福祉活動をめざします。

- ◆ ふたば園は、昭和47年に障がいを持つ子どもたちに支援の場をより強固な形としてこの地に興すことを目的に設立されました。
- ◆ この志を受け継ぎ、この地に暮らす全ての人にとって「生きること」を援助できる法人として、この地域に求められる事業をこれからも推進してゆきます。

2. ふたば園の経営倫理

- ふたば園は、人間としての尊厳と社会連帯の思想を基本理念とし、公平・公正な法人運営に努めます。
- ふたば園は、常に健全かつ活力ある経営に努めるとともに、民間社会福祉事業としての先駆性・独自性を発揮し、地域住民の期待に応えます。
- ふたば園は、広く法人・施設の機能を挙げて、地域福祉の充実に寄与します。
- ふたば園は、職員の資質の向上を図るとともに勤務条件の改善に努めます。
- ふたば園は、切磋琢磨を怠らず、進んで研修・研究に努め、社会の発展に応じた広い視野をもって経営にあたります。

3. ふたば園の基本方針

(1) 利用者本位のサービスの提供

ふたば園の事業運営にあたっては利用者の視点を基本とし、職員ひとりひとりの福祉サービスにおける品質管理（QC）を最重点事項として位置付けて業務改善に心がけ、下記の5つの問いを自己に課しながら、目的意識をもって地域において活力ある福祉活動を展開してゆきます。

- | | |
|--------------------|---------------|
| 一、われわれの使命は何か。 | 四、われわれの成果は何か。 |
| 二、われわれの顧客は誰か。 | 五、われわれの計画は何か。 |
| 三、顧客は何を価値あるものとするか。 | |

(2) 地域社会への貢献

萩市域全体の福祉の向上に積極的に貢献する姿勢を持ち、施設においては、その施設が属する地域の中において信頼される施設となり、地域住民と連携しながら地域社会の福祉の向上に努めます。

(3) セーフティネットとしての役割

ふたば園の存在意義としてのセーフティネットたる役割を認識し、他の施設や事業所では受入が困難なケースについても積極的な対応に心がけます。

4. 平成27年度 基本計画

(1) 継続事業

- ① 子ども発達支援センターからふる
児童発達支援事業（定員：30）、保育所等訪問支援事業、心身障害児母子通園事業、障害児等療育支援事業
- ② のびっこくらぶ
放課後等デイサービス事業（定員：15）
- ③ なないろ
就労継続支援A型事業（定員：10）、就労継続支援B型事業（定員：20）、就労移行支援事業（定員：6）、生活介護事業（定員：24）、地域生活支援事業（日中一時支援事業）（定員：3）
- ④ 萩市障害者支援施設さんみ苑
施設入所支援事業（定員：30）、生活介護事業（定員：50）、短期入所事業（定員：8）
地域生活支援事業（日中一時支援事業）（定員：2）
- ⑤ さんみ苑ケアホーム「はいつ・びわ」「はいつ・ほたる」「ひじわらほーむ」「むたがはらほーむ」
共同生活援助事業（定員：20（6+6+4+4））
- ⑥ 萩市デイサービスセンターさんみ苑
通所介護事業（定員：50）、通所介護予防事業（定員：50）
- ⑦ 萩市在宅介護支援センターさんみ苑
老人介護支援センター事業
- ⑧ 居宅介護支援事業所さんみ苑
居宅介護支援事業
- ⑨ 萩市障害者生活支援センター「ほっと・すぺーす」
障害児相談支援事業、特定相談支援事業、市町村障害者生活支援事業、萩市生活訓練事業、萩市本人活動支援事業、萩市障害者ピアカウンセリング事業、萩市手話通訳専任者設置事業、萩市コミュニケーション支援者養成事業、萩市コミュニケーション支援者派遣事業
- ⑩ ふたば園障害者就業・生活支援センター「ほっとわーく」
障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業・定着支援事業・生活安定等事業）
職場適応援助事業（1号ジョブコーチによる支援）
萩市障がい者作業活動支援協議会事務局

(2) 経営計画

- ① 新人事給与体制の確立と人財確保
正規職員の職務給制度への移行及び人事評価制度による効果をより高め、常勤契約職員の内部登用を含めた職員配置計画の充実を図ります。また、若年層や有資格者等の専門職の確保へ向けて柔軟な採用形態を試行します。
- ② 法人組織の強化
法人基本方針に沿う諸課題への取り組みを、施設長会議・管理職務者会議・福祉サービス品質管理委員会（QC委員会）等の中核組織の機能を高め、施設職員から法人職員への意識化を強めていきます。

(3) 職員研修

- ① 法人研修
研修ワーキングチーム主導による「法人研修計画」に基づいて、新任・中堅・指導職・管理職の各階層における職員研修、施設間交流研修、外部講師による専門研修等を行っていきます。
- ② 各種外部研修
各職種の専門性の向上に寄与する研修に参加させます。

(4) 役員会

① 評議員会の開催（定例会）

第1回評議員会……………平成27年5月初旬開催（改選）

第2回評議員会……………平成27年5月中旬開催（決算）

第3回評議員会……………平成27年3月下旬開催（予算）

② 理事会の開催（定例会）

第1・2回理事会……………平成27年5月初旬開催（改選）

第3回理事会……………平成27年5月中旬開催（決算）

第4回理事会……………平成28年3月下旬開催（予算）

(5) 監査

○ 決算監査（年1回 平成27年5月中旬実施）

決算報告に関する事項について実施

(6) 会議開催

① 施設長会議……………随時

② 管理職務者会議……………年12回

③ サービス品質管理委員会…年12回

④ プロジェクト会議……………随時

(7) 情報提供

① ホームページの充実

法人の公告をはじめ、各事業の情報発信の拠点とします。

(8) 地域活動

○ 地域行事への参加や交流イベント開催を継続的に行います。

○ 法人が管理する施設設備等の活用推進を心がけます。

(9) 中長期計画

○ 社会福祉法人制度改革への対応

平成27年2月12日に報告された社会保障審議会福祉部会報告に係る制度改革を控えて、「経営組織の見直し、公益性を担保する財務規律の確立、地域公益活動の創出」等々の課題に対して、計画的な対応が求められています。

○ ヘルパーステーション・グループホームに係る計画検討

平成26年度実施した法人による地域アンケートにおいて、地域ニーズの高いヘルパーステーション・グループホームの設置について、開設を視野に入れたプロジェクトチームを立ち上げます。

5. 事業別の基調方針 及び 平成27年度 重点事業方針

(1) 子ども発達支援センターからふる

〔理念〕

子どもと家族が力強く生きていくことを願って

〔基調方針〕

地域の子どもたちの発達支援やその家族への子育て支援、相談を行います。
センターの機能を活かし、障がい児を預かる施設や集団への援助や助言を行います。

〔重点事業方針〕

- ◆ 発達支援の充実を図ります。
- ◆ 地域の関係機関と連携し、センターの機能を活かして地域に必要とされるセンターを目指します。(療育支援・ペアレントメンター活動・施設支援)
- ◆ おもちゃ図書館活動などを通して地域の子育て支援に協力します。

(児童発達支援事業)

〔基調方針〕

障がいのある子どもたちが、将来その子らしく自分の人生を生きるための基礎を育て、それぞれの子どもに応じた早期療育を、家族と共に行います。

また、安心して地域生活を送るために、関係機関との連携を密に取りながらニーズに応じた取り組みを行います。

〔重点事業方針〕

- ◆ 早期から、一人ひとりの子どもに合った専門的な療育を、個別配慮のもとで行います。
- ◆ 子どものニーズに合わせた療育の場を準備し、保護者と共に支援計画を立て、定期的に見直しながら支援を行います。
- ◆ 家族が我が子を理解し、安心して前向きに子育てに取り組むことができるように支援します。また、家庭支援の一環として、延長保育を行います。
- ◆ 各障がいへの対応や保護者支援、地域支援の充実を図るよう、研修・人材育成に力を入れていきます。
- ◆ 地域の中でその子らしい育ちを支援していくことができるよう、関係機関と連携を取りながら支援を行います。

(保育所等訪問支援事業)

〔基調方針〕

障がいのある子どもや発達の気になる子どもが地域の中で、安心して集団生活を送ることができるように、それぞれの子どもの特性やその子どもの所属する集団に合わせた支援を行います。

〔重点事業方針〕

- ◆ 子どもの特性や所属する集団に合わせた支援計画を作成し、その子自身、その子どもの所属する集団の職員への支援を行います。
- ◆ 子どもが集団生活をより円滑に送ることができるよう、子どもの所属する集団の職員と情報を共有し、話し合いながら支援を進めていきます。

(地域支援室〈専門スタッフステーション〉)

〔理念〕

よりよい生きやすさを追求し、ともに考える

〔基調方針〕

専門的ニーズのある人に対し、持っている知識および技術を提供し、生活が向上するように支援します。

また、専門的知識および技術を地域にあるニーズに対しても提供すること

で、地域での生活を支援していきます。

(言語聴覚療法)

ことばを「理解する」、「話す」および「コミュニケーションする」、「食べる」ことに困り感を持っている人に対して支援を行います。

〔重点事業方針〕

- ◆ 困り感に関する相談を受け、不安を軽減するように努め、前向きになれるように支援します。
- ◆ 個々の必要性に応じて、専門的な訓練・指導を行います。
- ◆ 各関係機関の行う相談会やケース会議等に参加することで、地域との連携、ネットワーク作りを行います。
- ◆ 施設支援を行うことで、専門的知識や技術の提供を行い、地域での生活を支援して行きます。
- ◆ 地域にある専門的ニーズを拾い上げる取り組みを行います。

(2) のびっこくらぶ

(放課後等デイ事業)

〔理念〕

のびのびと自分らしく生きていくために

〔基調方針〕

障がいのある児童が、放課後や長期休暇中の利用を通じて、自分らしく生きていくための基礎を作ります。日常生活における基本的動作を身につけ、集団生活に適応できるよう、一人ひとりの児童の状況に応じた指導及び訓練を行います。

〔重点事業方針〕

- ◆ 学齢期の発達支援、余暇支援、家庭支援の充実を図ります。
- ◆ 本人、保護者の安心・安全な居場所になるように努めます。
- ◆ 年齢や発達段階に応じた活動の提供を行います。
- ◆ 本人、保護者と共に個別支援計画を立て、定期的に見直しながら支援を行います。また、個別支援計画は、本人や保護者に分かりやすく説明して伝えていきます。
- ◆ 地域の関係機関との連携を十分に行い、支援の充実や一貫性を図ります。特に子どもたちが生活の大半を過ごす学校との連携を強化し、本人の将来像と一緒に考えながら支援を行います。
- ◆ 職員研修を実施し、スキルアップに努めていきます。

(3) なないろ (障害福祉サービス事業所)

〔理念〕

からふるな個性をなないろに輝かせる場となるように

〔基調方針〕

事業所を利用される方々が、日中活動や支援サービスを通じて、豊かな生活の基盤づくりと自立〔自律〕が図れるように支援します。

ひとりひとりの可能性や個人が持つ尊厳や価値観(個性)を重んじ、ニーズに応じた自己実現を支援します。

誰もが利用しやすい、開かれた事業をおこないます。

〔重点事業方針〕

- ★ 各事業の取り組みを更に充実したものにしていくために、より『利用者主体』の考え方の中で、支援サービスを組み立てていきます。

(就労継続支援 A 型事業)

更なる顧客獲得とスタッフの安定した雇用体制の確立を目指します。

- ◆ 経営：2016年度からの事業運営での黒字化を目指します。
 - ① 14時以降の集客力アップ ②夕方の配食弁当の拡大 ③消費税対策の検討
- ◆ 支援：スタッフ（利用者）の障がい特性への専門的関わりを関係機関と連携し考えます。
 - ①スタッフの常勤雇用（週40時間）について制度化を目指します。
 - ②担当職員を決めることで各スタッフにより専門的支援を行える体制にしていきます。
- ◆ 地域：地域に必要なサービス（商品）づくりを考えます。
 - ①独居高齢者・障がい者への夕方の配食エリア拡大を検討します。

（就労継続支援B型事業）

- ◆ 萩米香（はぎこめか）部門では、昨年度の生産方式を継続しながら、利用者さん個々に応じたスキルアップを目指します。
- ◆ 萩市障がい者作業活動支援協議会との積極的な連携を図り、施設外就労の種目を受託作業の中心としていきます。
- ◆ 蒸気饅頭の焼成を毎週実施し、萩市の文化継承に貢献します。
- ◆ 担当職員間での定期会議を開催し、情報を共有するとともに、各専門研修への参加を通じて職員一人一人のスキルアップを図ります。

（就労移行支援事業）

- ◆ 関係機関と連携し、事業を通じて就職した方への定着支援を継続していきます。
- ◆ 事業所内での就労移行プログラムの確立に向けて、様々な研修会等に参加をします。

（生活介護事業）

- ◆ 利用者の要望やニーズ、特性に応じたグループ支援を展開し、満足度の高いサービス提供を目指します。
- ◆ 生活支援を主体とする中で、『健康』をテーマとした様々な活動や具体的支援を実施します。また、その中で作業療法士や医療との連携も推進していきます。
- ◆ 家族の高齢化という共通課題を抱える利用者への将来的な支援（グループホームやヘルパーステーション）についての提案や法人内での横断的な検討を行います。
- ◆ 専門研修を開催することで、利用者の要望やニーズをより専門的に分析し、具体的な支援や活動につなげていきます。

（日中一時支援事業）

- ◆ 学齢時の受け入れ（中高生）を行い、将来的な利用者像の把握・検討を行います。

（4） 萩市障害者支援施設さんみ苑 （障害者支援施設事業）

〔理念〕

安心と信頼のつながりを

〔基調方針〕

さんみ苑スタッフ一同は、利用者ひとりひとりの障がい特性及び利用ニーズに応じた支援の構築を目指します。

〔重点事業方針〕

「誰にとっても魅力的な施設になろう」

- ◆ 地域の拠点施設としての役割が果たせるよう努めていきます。
- ◆ 誰もが安心して暮らせる場、安心して過ごせる場となるように努力していきます。
 - ◇ 生活介護事業における日中活動、生産活動の充実をはかります。
 - ◇ 利用者様への声かけ、呼称、コミュニケーションについて専門知識を持って支援を行います。
 - ◇ 環境整備は男性居住棟のトイレ改修を行います。

(5) さんみ苑ケアホーム(共同生活援助事業)

「はいつ・びわ、はいつ・ほたる、ひじわらほーむ、むたがはらほーむ」

〔理念〕

地域の中で自分らしく暮らす

〔基調方針〕

入居されている人それぞれが、充実した生活を送るために、サービス計画を作成し、居住支援を展開します。これまでのステップアップにむけたサービス提供に加えて、介護要素に配慮したサポート体制の構築に努めていきます。

総合的な支援が必要な方については、本人、家族、日中活動先の事業所、相談機関、医療機関、行政機関との連携の中でネットワークを構築し、サービスの提供をおこないます。

〔重点事業方針〕

「より地域へ」

- ◆ 支援計画をもとに入居されている方の将来像に向けた支援を目指します。

(6) 萩市デイサービスセンターさんみ苑(通所介護事業・通所介護予防事業)

〔理念〕

寄り添いは笑顔であいさつ、感謝のところで

〔基調方針〕

要支援・要介護状態となられた方に対して、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持ならびに利用者家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

また自立判定の方に対しては、介護予防の観点から、萩市の委託事業として介護予防事業を行います。

利用者本人はもちろん家族の声にも耳を傾けながら、地域の中の福祉施設としての役割を担っていくことを目標とします。

基本理念として「寄り添いは笑顔であいさつ、ありがとう」をモットーに職員として上記理念を実現するために心がけ、実践すべきことを意識しながら、こころ満たされるデイサービスを実現します。

〔重点事業方針〕

- ◆ 介護報酬のマイナス改定を受けて、介護報酬の減収とならないよう加算体制の強化に努めます。
- ◆ 現在使用していない特殊浴室を改修、一般浴室とし、現状の男女交代制入浴を男女同時入浴に変更し、入りたいときに入れる入浴環境を整えます。
- ◆ 利用者数の動向を注視しながら、サテライトデイサービスの導入を検討します。
- ◆ キャリア段位制度を積極的に導入し、質の高い介護職員の養成に努めます。
- ◆ 事業プログラムの見直しを行い、身体も心も動き出すような能動的なサービス提供を展開していきます。

(7) 萩市在宅介護支援センターさんみ苑(老人介護支援センター)

〔基調方針〕

萩市の在宅福祉の相談機関として、要支援の必要な高齢者、元気高齢者、およびその家族等に対して、在宅介護・介護予防・生活支援等に関する総合的な相談に応じます。個別のニーズを受け止め、適切な保健／医療／福祉、

インフォーマルサービス等を紹介し、住民一人ひとりが安心して生活ができるよう支援を行います。また、地域全体の福祉向上のため、住民の状況および環境を十分把握し、地域におけるネットワークづくり、自立支援、介護予防という視点に立ち活動を展開します。

◎ 各地域在宅介護支援センター、地域包括支援センター、その他関係機関との連携を強化し、よりいっそう福祉の充実に向けて取り組んでいきます。

◎ よりよい相談対応・支援を行うため、積極的に研修に参加し、相談員のスキルアップを図ります。

〔重点事業方針〕

- ◆ 啓発活動（さんみ苑便り発行／地域サロンへの参加）
- ◆ 他の在宅介護支援センターとの連携強化
- ◆ 相談員のスキルアップ（事例検討会への参加／地域在宅介護支援センター連絡協議会・勉強会への参加／各種研修への積極的な参加）
- ◆ 認知症予防（早期発見・早期対応）における本人や家族、地域への支援
- ◆ 認知症の予防を目的とした事業・活動への協力・支援
- ◆ 閉じこもり防止を目的とした訪問活動（サービス・社会資源等の説明、調整）
- ◆ 運動器の向上を目的とした事業・活動への協力・支援
- ◆ 処遇困難ケースに対する重点的な訪問活動・関係者との連携
- ◆ 介護保険制度に対する支援（介護保険サービスの説明／新規申請、更新時の手続き支援）
- ◆ 「地域包括ケアシステム」を念頭に置いた地域包括支援センターとの連携強化
- ◆ 各居宅介護支援事業所との連携強化
- ◆ 医療との連携強化
- ◆ 各民生委員・福祉員との連携強化

（８） 居宅介護支援事業所さんみ苑（居宅介護支援事業）

〔基調方針〕

公正中立、信頼される事業所をモットーに、要介護状態となり、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練ならびに看護、及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう居宅サービス計画を作成すると共に、その計画に従った適切なサービスが提供されるよう、サービス事業者との連絡調整、便宜を図ります。

また介護支援専門員は自己研鑽に励み、互いに切磋琢磨しながらスキルアップを目指します。

〔重点事業方針〕

- ◆ 基本業務のマニュアルを整理し、ケアプラン作成や、事務処理等において漏れの無い業務遂行を貫徹する
- ◆ ケアマネージャー増員による営業利益の増収を図る。

（９） 萩市障害者生活支援センター「ほっとすぺーす」（障害者相談支援事業）

〔理念〕

この街で暮らすために

〔基調方針〕

障がい児者の相談支援を行い、必要な情報提供や諸機関の紹介、各種福祉サービスの利用援助、社会生活力を高めるための支援、意思疎通支援、ピアカウンセリング等を総合的に行うことにより、障がい児者やその家族の地域における生活を支援し、自立と社会参加の促進に努めます。また、萩圏域の

拠点として発達障害児者の支援体制のネットワークの構築を進めていきます。
なお、事業の推進にあたっては、第一に利用者の立場を尊重し、事業所間の連携においては中立の立場の精神を旨とし実施します。

〔重点事業方針〕

- ◆ 相談支援業務〔個別相談支援、ケア調整会議の実施による関係各機関との連携〕
- ◆ 指定特定相談支援事業、障害児計画相談支援事業〔サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のモニタリング・サービス等利用計画の見直し〕
- ◆ 社会資源活用・社会生活力を高める支援〔おでかけツアー・研修会・講演会等の企画・実施〕
- ◆ 生活訓練事業〔料理やダンス教室等余暇支援の企画・実施〕
- ◆ 手話通訳専任者設置事業〔萩市手話・要約筆記登録通訳者連絡会との連携〕
- ◆ 意思疎通支援事業〔手話通訳者・要約筆記者等の派遣、手話奉仕員養成講座企画・実施〕
- ◆ ピアカウンセリング〔ほっとサポーター連絡会、家族のためのグループピアカウンセリングの実施〕
- ◆ 発達障害児者支援における相談支援機能及びネットワークの構築〔山口県発達障害児(者)支援ネットワーク形成事業〕
- ◆ 専門機関の紹介〔医療機関等々との連携〕
- ◆ 広報・啓発活動〔広報誌の発行、ホームページの運用〕
- ◆ 職員業務研修〔相談援助技術に係る研修、障がい全領域に係る専門研修〕

(10) ふたば園障害者就業・生活支援センター「ほっとわーく」

〔基調方針〕

この地域で働きやすい社会をつくることを目指し、障がい者の職業生活支援を行い、必要な情報提供や諸機関の紹介、就労及びその継続に係る支援を行います。

関係機関との緊密な連携のもと、総合的な支援体制の構築を図ります。

また、障がい者を雇用若しくは雇用しようとする事業所へのサポートを心がけ、「障がい者おしごとネットワーク北浦」を活用しながら従業員と雇用主への支援の展開に努めます。

〔重点事業方針〕

- ◆ 相談支援業務：(就労にかかわる個別相談支援、ケース会議の実施による関係各機関との連携)
- ◆ 一般就労支援：(個別の相談に基づく、基礎訓練・職業準備支援・職場実習支援・職場開拓・職場定着支援・事業主支援)
- ◆ 就労生活支援：(家庭・職場訪問による個別面談、就労系福祉サービス事業所との連携、医療機関との連携、相談支援事業所との連携、行政との連携)
- ◆ ジョブコーチ：(個別支援計画による就労者及び事業所への支援)
- ◆ 当事者支援「ほっとわーく交流会」：(在職障がい者への職場定着促進のための支援)
- ◆ 就労支援ネットワーク「おしごとネットワーク北浦」：(ハローワーク等雇用関係機関・就労支援機関・一般事業者との連携)
- ◆ 就労支援関係機関連絡会議：(雇用関係機関・就労支援機関・障がい福祉関係機関・障害福祉サービス事業所との連携)
- ◆ 広報・啓発活動：(季刊誌の発行、HPによる事業情報の掲載)
- ◆ 職員業務研修：(相談援助技術に係る研修、障がい全領域に係る専門研修)

(11) さんみ苑施設給食事業（さんみ苑における給食提供業務）

〔基調方針〕

食事は利用者にとって楽しみであり、健やかな生活を送るための大事な生活行為です。

朝食・昼食・夕食を通じて生活リズムにメリハリをつけるとともに、旬の

食材を用いることで季節を感じ、楽しみと期待の持てる食事を提供できるよう努めていきます。

また、利用者の高齢化に伴う嚥む力・飲み込む力の低下に起因する低栄養を予防するため、支援員・看護師等と連携を取り、安全で気持ちの豊かになる食事提供を目指します。

〔重点事業方針〕

- ◆ 楽しみのある食事
季節の行事に由来した行事食、地元の食材を使用した郷土料理、旬の食材を献立に取り入れ、毎日の献立から季節の移り変わりを感じ取れるように工夫します。
- ◆ 栄養ケアマネジメントの充実と低栄養の予防
毎月の体重測定や年一回の健康診断の結果、食事摂取量の観察等を参考に、個々人に栄養スクリーニングを実施し、栄養状態を把握します。栄養ケアの実施に当たっては、支援員・看護師などと連携を取りながら、問題点の把握、解決方法などを探っていきます。
- ◆ 食中毒・感染症の蔓延予防
日常の調理業務に必要な決まりや、調理室の衛生管理、検査等の徹底を図り、食中毒や感染症の蔓延予防に努めます。
- ◆ 栄養士・調理師・調理職員の研修
喫食者が満足できる食事だけでなく、健康に配慮した食事を通じた健康管理の担い手として、栄養バランスを熟知し、喫食者の喫食意欲を促すような技量と創造力、発想力の育成に取り組みます。嚥下機能に問題がある方だけでなく、高齢サービス部門の配慮食の開発や研究にも目を向け、より手作り感が得られる食事ができるようにする知識を習得するための研修会を探し、参加します。